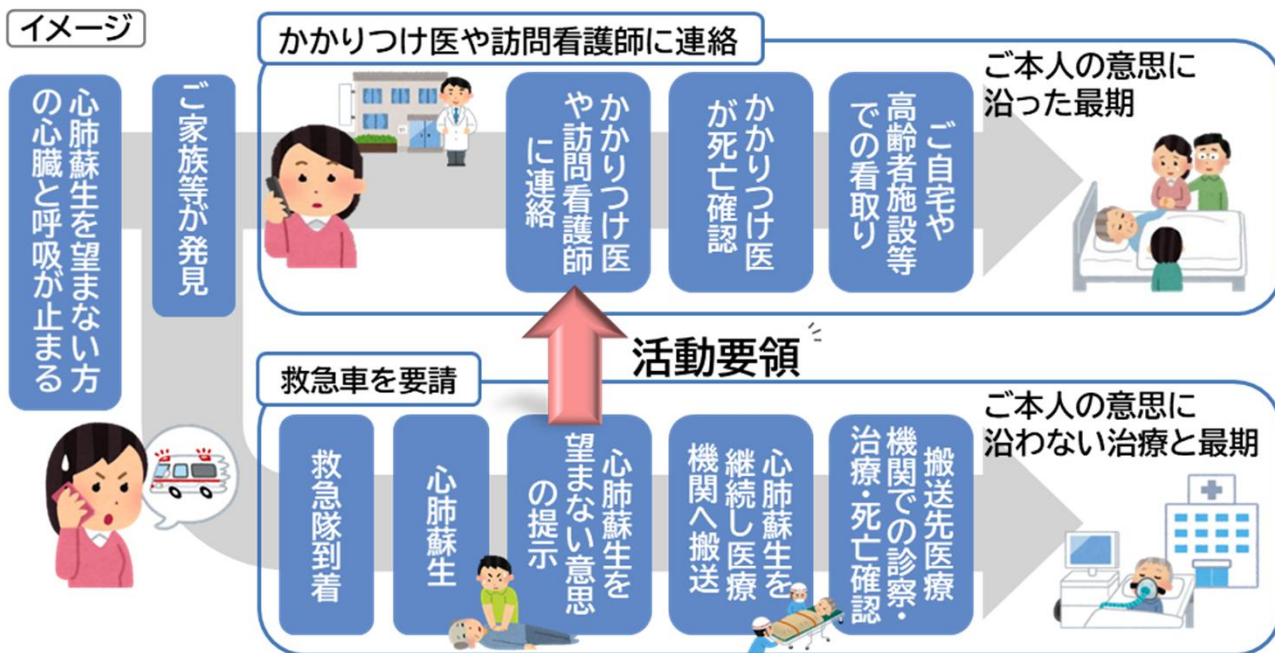


# 蘇生を望まない 人生の最終段階にある方への救急隊の対応

## 背景

これまで、人生の最終段階にある方と医療ケアチームが話し合い、ご自宅や施設で最期を迎えたと決めていたのに誤って救急要請をした場合、救急隊は搬送等をしていました。

そこで→救急隊も可能な限りご本人の意思を尊重できるように**活動要領**を作成しました。



## 対象

- **ご本人の心臓と呼吸が止まっている**
- **ご本人が人生の最終段階にある**
  - この運用での「人生の最終段階」とは、がんの末期や老衰等、病気の末期状態にあり、適切な治療を受けても回復の見込みがない方のことです。
- **ご本人が成人(18歳以上)である**
- **人生会議(ACP)を通してご本人の意思に沿った書面を作成している**
  - この運用での「書面」とは、ご家族等の意思ではなく、かかりつけ医を含めた人生会議(ACP)で共有した、ご本人の「心肺蘇生等を希望しない意思」を記載したものです。
- **ご本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状が合致している**
  - この運用での「症状が合致」とは、窒息などの事故や想定外の症状ではないことです。
- **かかりつけ医がおおむね12時間前後までに来ることができる**
  - この運用での「かかりつけ医」とは、人生会議(ACP)を通じてご本人の意思を共有している医師、またはカルテや日常的な連携でその意思を確認できる医師です。
- **ご家族等は心肺蘇生等や搬送を望まず、救急隊がすぐ引きあげることに同意している**
  - この運用での「ご家族等」とは、人生会議(ACP)を通じてご本人の意思を共有している親族、訪問看護師等の医療ケアチーム等の職員、高齢者施設等の職員です。



上記の**すべて**満たした方を対象に、かかりつけ医の指示に従い心肺蘇生と搬送を中止し、ご自宅や高齢者施設等での看取りができるようになります。

## 救急隊の動き



### 心臓や呼吸が止まっていること等を確認

- ご本人の状態を確認します。
- ※ お亡くなりになってから明らかに時間が経過している場合、心肺蘇生等は実施せずに警察官を要請します。



### 心肺蘇生等を開始

- かかりつけ医等から中止の指示を受けるまで通常の救急活動を続けます。



### 家族等から原則書面でご本人の意思を伝えられる

- 家族等にご本人の意思に沿って作成された書面を提示されます。
- ※ すぐに書面が見つからない場合等は口頭でも可能です。



### かかりつけ医や訪問看護師にご本人の意思を確認

- 救急隊からかかりつけ医や訪問看護師等に電話をし、人生会議(ACP)でご本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があったかを確認します。
- ※ 家族等が訪問看護師等を経由して連絡するよう言われている場合や、かかりつけ医に連絡がつかない場合は訪問看護師へ電話します。
- ※ 連絡を続ける時間の目安は、現場到着からおおむね10分です。



### かかりつけ医から指示を受ける

- 訪問看護師等に連絡していた場合でも、直接かかりつけ医に次の項目を確認し、心肺蘇生の中止等の指示を受けます。
- ※ かかりつけ医以外の指示や、伝聞による指示では中止できません。
- ご本人が人生の最終段階にある
- ご本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状が合致している



### ご家族等へ対応を引き継ぎ、救急隊は引きあげる

- 次の項目を確認の上、ご家族等から「不搬送同意書」にサインをいただき、救急隊は引きあげます。
- かかりつけ医がおおむね12時間前後までに到着できる
- ご家族等はかかりつけ医到着前に救急隊が引きあげることに同意している

## 注意点

- 一つでも該当しない項目があった場合は、心肺蘇生等を継続し、搬送します。
- 心肺蘇生等を行わずに搬送することはできません。